

昭和42年6月12日

科学技術庁長官 二 階 堂 進 殿

原子力委員長 二 階 堂 進 殿

茨城県知事 岩 上 二 郎

核燃料再処理施設の設置について

再処理施設については、従来の経緯にかんがみ、本県として重大な関心を有しており、かつ先般県原子力審議会の答申もあつたので、この際施設の安全審査及び設置決定にあたつては、とくに下記の諸点について十分に検討を加えるとともにこれに関する基本的な見解並びに措置についてご回示を賜りたい。

記

1 原子力行政の推進について

- (1) 国は、原子力開発利用に関し、国の行なうべき範囲、措置及び投資について長期的な計画を樹立して、原子力政策の推進をはかるべきである。